

千葉市を美しくする会部会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、千葉市を美しくする会会則第17条に定めるもののほか、部会について必要な事項を定めるものとする。

(部会員)

第2条 部会員は、特別会員及び団体会員(以下、「活動会員」という。)とする。

2 部会の所属について、調整の必要があるときは、会長の承認を得るものとする。

(職務)

第3条 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 部会の事業に係る事業計画及び収支予算

(2) 部会の事業に係る事業報告及び収支決算

(3) その他部会の運営に関し必要な事項

2 会議は、部会長が必要と認めたときに招集し、部会長がその議長となる。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 自然災害等により部会の招集が困難であり部会長がやむを得ないと認めるときは、書面により部会員の賛否を求め、その結果をもって部会の議決に代えることができる。

5 書面により開催する部会の議事は、期日までに回答された委任状及び議決権を行使するための書面に記載された議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。

6 部会長は、会議の結果について、その都度会長に報告するものとする。

(小委員会)

第5条 各部会長は、部会の事業の実施にあたり必要と認めたときは、部会の下に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、活動会員の推薦により部会長が委嘱し、委員長は、委員の互選により選出する。

附 則（平成18年4月24日改正）

1 この規約は、平成18年4月24日から施行する。

2 千葉市を美しくする会実践運動要綱（昭和52年4月8日施行）は、廃止する。

附 則（平成29年4月10日改正）

この規約は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月23日改正）

この規約は、令和2年4月23日から施行し、令和2年3月1日から適用する。